

消費税を5%に引き下げて地方財源化するための 消費税法等の改正について（案）

消費税を地方消費税のみとするには、多段階課税の在り方、都道府県による徴税事務の体制整備等が課題となる。

- ① 当面、税率を5%に引き下げつつ、地方交付税として配分する分のみを国税として残し、残りを地方消費税とする（全額地方財源化）。
- ② 地方消費税に一元化することについては、政府に対し、速やかな検討及びその結果に基づく法整備を義務付ける。

1 当面の改正

(1) 消費税法・地方交付税法の改正

- 消費税（国税）の税率を100分の1.52〔5%のうちの1.52%〕に改めること。
- 消費税収の全額を地方交付税として地方に配分することとする。
- ※ 現行において地方交付税に充てられている1.52%分のみ、国税として残す。
- ※ 上記に加え、税率の改正に伴う消費税法の規定の整備（本則中の税率と連動する規定の改正のほか、軽減税率に係る規定の削除、適格請求書等保存方式の導入に係る改正規定の削除等）を行うほか、経過措置等の規定を設けることとする。
- 政府は、社会保障給付その他の消費税により財源を確保することとされる施策に要する経費について特例公債の発行により財源を確保するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(2) 地方税法の改正

- 地方消費税の税率を152分の348〔5%のうちの3.48%〕に改めること。
- ※ 上記に加え、税率の改正に伴う地方税法の規定の整備を行うほか、経過措置等の規定を設けることとする。

2 地方消費税に一元化するための措置

- 政府は、国税としての消費税を廃止して地方消費税に一元化することについて、1の施行後速やかに地方行財政制度の抜本的な改革の一環として検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

[参考]

○消費税法（昭和63年法律第108号）〔抄〕

（税率）

第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

○地方税法（昭和25年法律第226号）〔抄〕

（地方消費税の税率）

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする。

※ 地方消費税は、国の消費税額に上記の税率を掛けて算出する。

○地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 〔略〕